

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型) 第94期 分配金のお知らせ

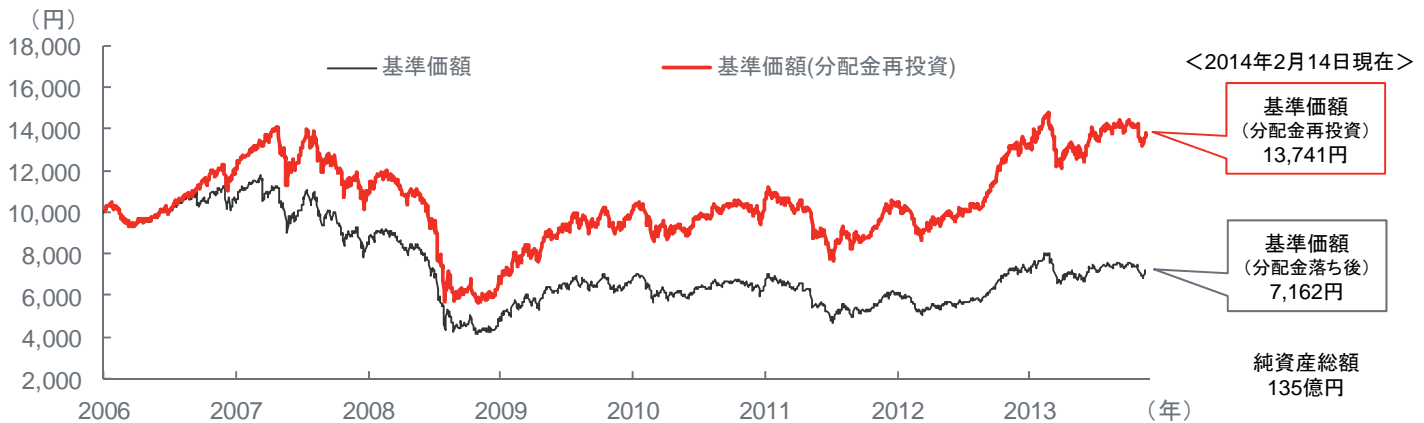
販売用資料 2014年2月14日

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型)は、2014年2月14日の第94期決算において、基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、分配金(1万口当たり、税引前、以下同じ)を20円といたしましたのでお知らせ申し上げます。分配金引き下げの背景および今後の見通しについては次ページをご参照ください。

分配金(1万口当たり、税引前)

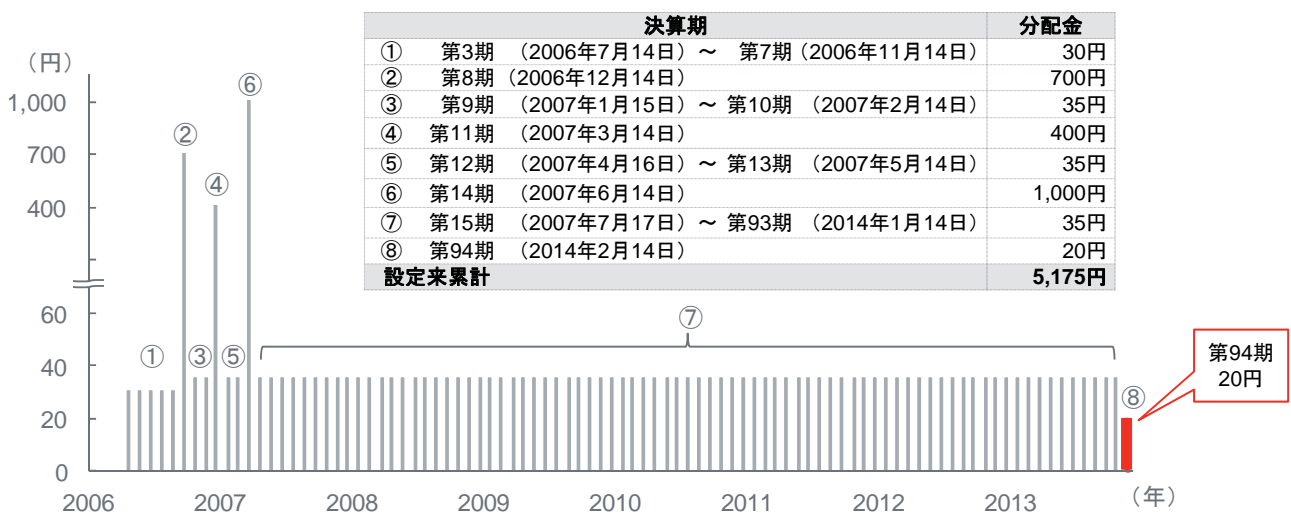
第94期 (2014年2月14日)
20円

設定来の基準価額と分配金の推移 (2006年3月30日～2014年2月14日)



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

設定来の分配金の推移 (2006年3月30日～2014年2月14日、1万口当たり、税引前)



※第1期および第2期決算には収益分配を行わず、第3期決算(2006年7月14日)より収益分配を行いました。※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

140214(03)

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

1 / 7

分配金引き下げの背景と当ファンドの運用実績

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型)は、原則として、毎決算時に主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指しており、さらに3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行う方針となっています。

こうした分配方針の下、第3期決算(2006年7月14日)以降、継続的に分配を行っており、第8期は700円(1万口当たり、税引前、以下同じ)、第11期は400円、第14期は1,000円、第15期から第93期までは各35円の分配金をお支払いしてきました。しかしながら、足元の当ファンドの分配金は、期中の収益(配当等収益および売買益)だけでなく、これまでに積み立てた分配対象額の一部を取り崩してお支払いしている状況にあり、結果的に当ファンドの基準価額を下げる要因となっています。

第94期決算におきましては、このような状況を踏まえつつ、基準価額水準や当ファンドを取り巻く市況動向、経費控除後の利子・配当等収益などを総合的に勘案のうえ、今後も安定的に分配金をお支払いするため、分配金を前期から15円引き下げ20円としました。

2014年2月14日現在、当ファンドの基準価額(分配金再投資)は13,741円、運用実績(分配金再投資)は設定来で+37.4%と良好であり、過去1年間(2013年1月末~2014年1月末)においても+4.9%とプラスを維持しました。過去1年間のアジア・オセアニア株式市場は、米国の量的緩和縮小観測を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まり、2013年5月中旬以降軟調に推移しました。一方で、為替については、日本銀行の金融緩和等を受けて円安が進行し、アジア・オセアニア通貨は対円で上昇したことから、当ファンドの運用実績は比較的底堅く推移しました。

今後の見通し

1月下旬から新興国不安とリスク回避の動きが強まりましたが、経済情勢が底堅さを増しつつあるとの判断から1月の米連邦公開市場委員会(FOMC)において量的緩和の縮小継続が決定されました。足元では厳しい寒波の影響もあり、米国では1月のISM製造業景気指数と1月の雇用統計が市場予想を下回る内容でしたが、昨年10-12月期の実質GDP成長率は年率換算で前期比+3.2%となるなど、米国経済の底堅い成長を示しています。また、中国では減速が予想されていた1月の輸出が前年同月比+10.6%と大幅な伸びを見せました。

今後も先進国や中国の景気動向などを背景に、株式市場では変動性が高まる局面も予想されますが、市場の関心は実体経済の回復や米国など先進国の金利動向に移っていくと思われます。アジア・オセアニア地域では、世界景気の回復により東アジアの輸出産業を中心に業績改善への期待が高まると見込んでいます。

当ファンドは個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したリサーチを基に、高いインカムゲインを確保しつつ株価上昇によるキャピタルゲイン獲得を狙う戦略を維持します。足元では割安度の増した景気循環株のウェイトを徐々に引上げていく方針です。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型)」の特色

1 日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とします。

■主として、日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

<主要投資対象国・地域>

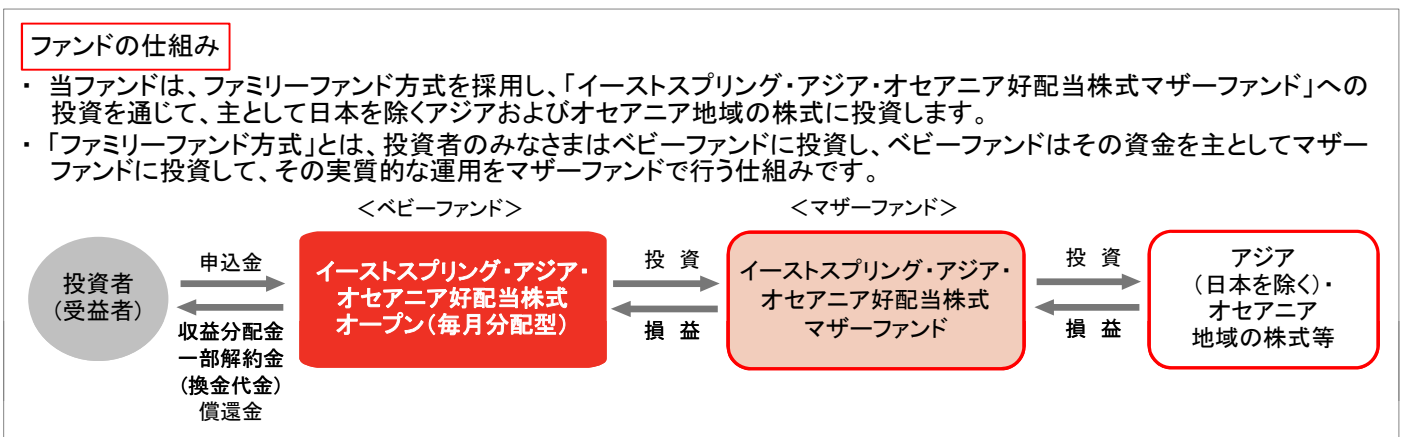
オーストラリア、ニュージーランド、香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、中国(2013年9月末現在。主要投資対象国・地域は今後変更される場合があります。また、実際の投資にあたっては、前述の国・地域のすべてに投資するとは限りません。)

■定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。

■国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。

2 マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

■イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。



3 原則として、為替ヘッジは行いません。

■実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

■原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。

■3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。

■分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

160年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

<充実したアジアのネットワーク>

●イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。

●イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。

●最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2013年10月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。最終親会社グループの運用資産総額は、2013年6月末現在、約4,270億ポンド(約64兆円、1ポンド=150.30円)に上ります。



〔 収益分配金に関する留意事項 〕

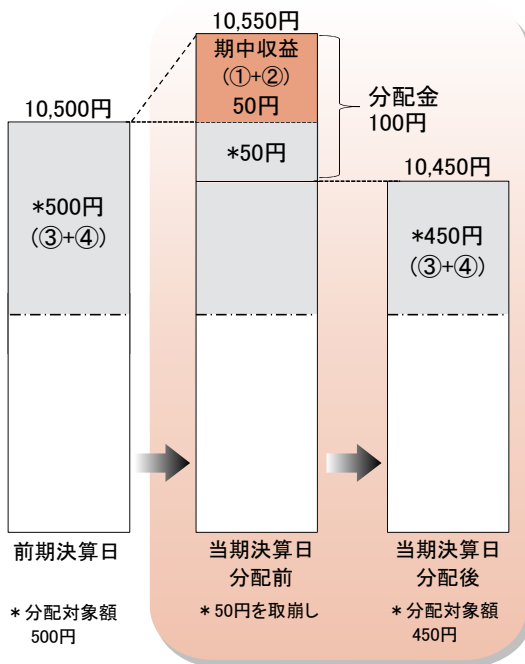
● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



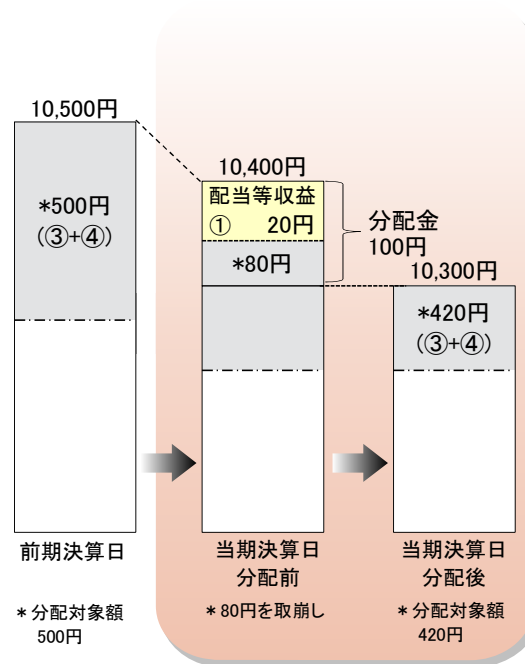
● 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



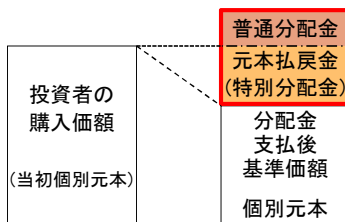
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

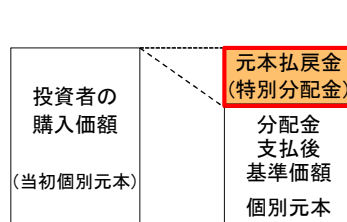
※ 上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドのリスクについて

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の変化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となる場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ 当ファンドの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①香港の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②オーストラリアの金融商品取引所の休場日
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	平成18年3月30日から平成38年3月16日まで
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回(3月および9月)の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.675%*(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。*平成26年4月1日以降は、 3.78% となる予定です。	
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.68%*(税抜1.60%) 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。 *平成26年4月1日以降は、 年率1.728% となる予定です。なお、下記の配分についても相応分上がります。	
配分	委託会社	年率0.8715%(税抜0.83%)
	販売会社	年率0.7350%(税抜0.70%)
	受託会社	年率0.0735%(税抜0.07%)
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、3月および9月の計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
池田泉州TT証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第370号	○			
岩井コスモ証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース)	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	
かざか証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第58号	○			
カブドットコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○		○	
中銀証券株式会社(※新規販売停止)	○		中国財務局長(金商)第6号	○			
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○		○	
日産センチュリー証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第131号	○		○	
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第29号	○			
フィデリティ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○		○	
リテラ・クリア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社池田泉州銀行		○	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)		○	関東財務局長(登金)第622号	○			
株式会社熊本銀行		○	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社親和銀行		○	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社中国銀行		○	中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社東邦銀行		○	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社福岡銀行		○	福岡財務支局長(登金)第7号	○			

※上記は当資料作成時点の情報を記載しています。

照会先:
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
 TEL.03-5224-3400
 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
 ホームページアドレス www.eastspringinvestments.co.jp

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行います。当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れた有価証券の値動きのほか、有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および格付けの変更等の外部評価の変化、為替相場の変動等による影響を受けることから、投資元本を下回ることがあります。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。